

固定資産税のお知らせ

【問合先】財務課市税係 ☎②3186

固定資産税のQ&A

◆納税義務者とは?

土地、家屋および償却資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方です。

ただし、所有している方が賦課期日前に亡くなつた場合には、賦課期現在でその土地、家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

固定資産税評価額の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

平成27年度の土地・家屋の評価額を次のとおり縦覧できます。

この縦覧制度は、固定資産税の納税者がほかの土地や家屋の価格を閲覧することで、課税が適正であるか判断するための制度です。

【縦覧できる内容】

▼土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地積、価格

▼家屋価格等縦覧帳簿…所在、家屋番号、構造、種類、床面積、価格
※所有者の住所、氏名などの所有者情報を縦覧することはできません。

【期間】4月1日(水)～5月1日(金)／午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

【場所】財務課市税係

【対象者】三笠市の固定資産税納税義務者

26-22-0619

※土地のみを所有している方は、家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することはできません。
※家屋のみを所有している方は、土地価格等縦覧帳簿を縦覧することはできません。

※縦覧の際には、運転免許証・健康保険証など、本人であることを確認できるものをご持参ください。代理人の場合には、納税義務者からの委任状が必要です。

◆税額はどのように計算するの?

固定資産の価格から決定した課税標準額に税率1.75%を乗じて計算します。

なお、市内に同一人が所有する土地・

家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合、固定資産税は課税されません。

▼土地	……	30万円
▼家屋	……	20万円
▼償却資産	……	150万円

◆車庫や物置にも税金がかかるの?
固定資産税の課税の対象となる家屋は、屋根があり四方向の壁のうちすべての壁、または三方向が壁となつている建物のことをいいます。
家屋として認定されれば、車庫や物置でも課税の対象となります。

※登記物件は「滅失登記」が必要です。
【登記に関する届出先】札幌法務局岩見沢支局(岩見沢市有明町南1-12) ☎01

◆所有者が亡くなつた場合の手続きは?
所有者が亡くなつた場合、相続登記が完了するまでの間、相続人の代表者を定めて「相続人代表者指定届」を提出してください。相続登記を年内に完了する場合は必要ありません。

提出してください。現地を確認して翌年度の課税の対象から除きます。登記されている家屋の場合は、法務局で滅失登記の手続きをしてください。

